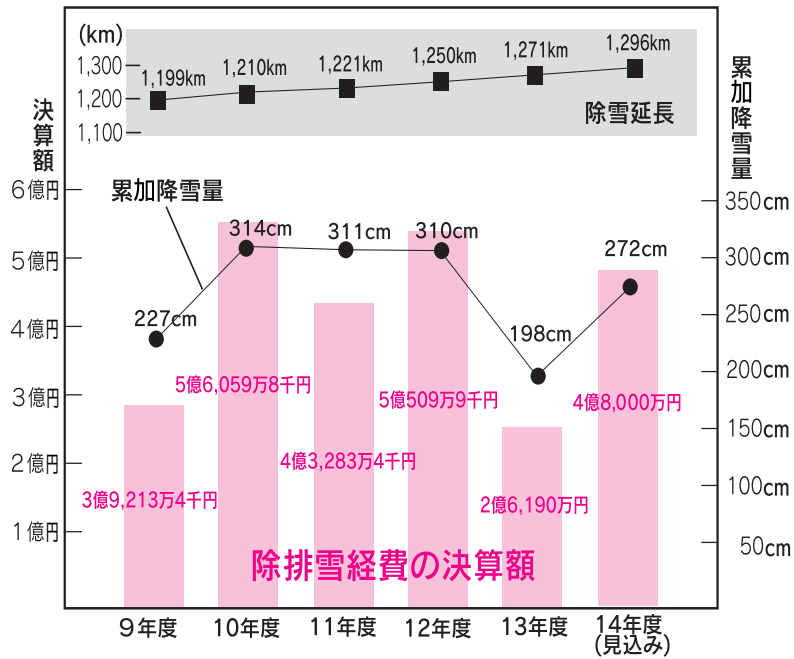


グラフ1 除排雪経費と降雪量・除雪延長

「除雪延長」とは、除雪する



市では、昨年11月15日に除排雪対策本部を設置し、24時間体制で、天候や道路状況を見ながら除排雪に対応してきました。今年度の除排雪にはどのくらい費用が使われたのか、見てみましょう。

この冬の

# 除排雪総決算

問い合わせ 道路維持課 ☎(864)3643

グラフ2 14年度除排雪経費の決算見込み額内訳

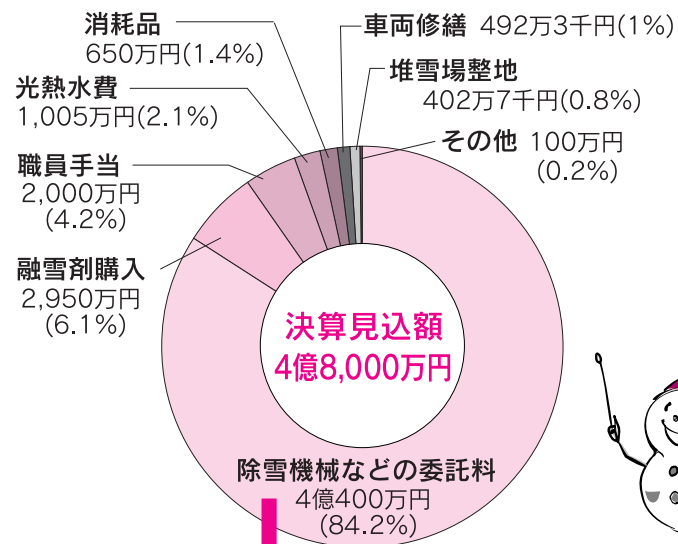


表1 除雪機械などの委託料の内訳

内容	回数	金額
防雪柵設置・収納	—	1,575万円
全市一斉除雪	6回	2億1,750万円
幹線除雪	7回	5,200万円
吹きだまり除去	4回	990万円
歩道除雪	8回	3,000万円
融雪剤散布	73回	1,371万円
コーナー排雪	1回	4,251万円
堆雪場管理	—	743万円
待機料	2回	1,520万円



この冬も、玄関前の雪寄せなどにご協力いただき、ありがとうございました。また、来シーズンも快適な冬を過ごせるよう力を合わせましょう。市でも、今冬にいただいた要望をもとに、来冬の除排雪を考えていきます。

## 来冬も力を合わせて快適な冬に

状況に合わせてさまざまな作業を実施  
除排雪の経費の8割以上を占めているのが、除雪機械などの委託料です(グラフ2)。これは、除雪車などでの作業を民間業者に委託する経費で、その内訳は表1のようになっています。天候や道路状況によって、必要な作業を依頼し、作業の内容に応じた委託料を支払っています。最も金額が大きかった全市一斉除雪は、今年度は12月から2月までに6回行われました。

## 状況に合わせてさまざまな作業を実施

この冬、前半は平年よりかなり気温が低く、雪が多く降りましたが、2月は気温が高く、降雪量も平年の半分で、全体的には平年並みに近かったと言えるでしょう。今年度の除排雪経費は、4億8千万円ほどかかりました。除排雪経費は、1シーズンに2億円から6億円くらいで、その冬の天候に大きく影響を受けます(グラフ1)。降雪量が極端に少なかった昨年度は、今年度と比べると半分以上の経費で済んでいて、降雪量などによって経費に大きな差が生じます。

## 今冬の経費はおよそ4億8千万円

# 国民健康保険

問い合わせ 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

## 退職者医療制度の届け出をお忘れなく!

退職者医療制度は、会社などを退職して年金(厚生年金など)を受けている75歳未満のかたと、その被扶養者が該当する制度です。

退職者医療制度の届け出をしていただくことで、保険給付の財源として社会保険診療報酬支払基金からその一部が交付され、保険税の適正な賦課が行われます。ぜひ、早めの手続きをお願いします。

### 退職者医療制度の対象者

退職被保険者本人	厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)で、老齢厚生年金・共済年金を受給しているかた
被扶養者	退職被保険者本人の直系尊属・配偶者および三親等内の親族で、主として退職被保険者本人の収入によって生計を維持しているかた

※老人保健の適用を受けているかたは対象になりません

70歳になるかたには、誕生月の月末に「国保高齢受給者証」を送付しますので、医療機関などで受診される際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

### 申請の際に必要なもの

年金証書、国保の被保険者証、社保などの資格喪失証明書(新規に加入されるかたのみ)

### 申請場所

国保年金課、市民課、土崎支所、新屋支所

## 4月から退職者医療制度の自己負担金の割合が3割に変わります

現在、退職者医療制度に該当しているかたは、これまで医療機関での自己負担金の割合は、退職被保険者本人が2割、被扶養者が3割(入院2割)ですが、平成15年4月からは、自己負担金の割合がすべて3割になりますのでご注意ください。ただし、国保高齢受給者証の対象者は除きます。

現在、退職被保険者証をお持ちのかたは、平成15年4月以降もそのままご使用ください。なお、現在をお持ちの被保険者証には、自己負担金の割合が2割と記載されていますが医療機関には、かかった医療費の3割分を支払うこととなります。

# 国民年金

問い合わせ 国保年金課年金担当 ☎(866)2097

## 年金保険料の免除、学生納付特例制度の申請を!



国民年金の申請免除および学生納付特例制度は、申請のあった月の前月分の保険料から対象となります。平成15年4月分から希望する場合は、5月30日(金)まで国保年金課、土崎支所、新屋支所で申請の手続きをしてください。

ただし、申請が認められると、受給資格年数には算定されませんが、10年以内に追納しない場合は、受け取る年金額が減額されます。

また、14年度に申請免除制度の承認を受けているかたは、承認期間が平成15年6月までとなっているため、申請期間は7月1日(火)から8月29日(金)までとなります。

### 申請免除制度

所得が少ないなど、保険料の納付が困難なかたのために、保険料の「全額免除」「半額免除」の制度があります。

### 対象者

前年(1月~6月分については前々年)の所得が少なく、年金保険料を納めることが困難なかた  
震災、風水害、火災などにより保険料を納付することが困難なかた

### 申請の際に必要なもの

年金手帳 印鑑  
被保険者、配偶者、世帯主のうち平成15年1月1日現在で秋田市内に住所がないかたについては、所得の控除内容が記載されている所得証明書  
申請免除の対象となるかたのうち に該当する場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
失業や事業の廃止などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格証」または「離職票」など

### 学生納付特例制度

学生期間中の保険料を卒業後に納付できる制度です。ただし、本人の前年所得が68万円(控除後)以下の場合です。毎年度、申請が必要です。

### 対象者

大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校などの学生、高等学校の生徒

### 申請の際に必要なもの

年金手帳 印鑑 在学証明書または学生証の写し